

令和8年度愛媛県障がい福祉施設等空調照明設備整備支援事業費補助金に係るQ&A

No.

質問事項

回答

1	補助対象経費に空調設備とあるが、扇風機やスポットクーラー、ファンヒーターは補助対象となるのか。	対象になりません。 空調設備とは、「常設のエアコン」を指します。 ※容易に移動(撤去)できる機器は対象外となります。
2	法人内に介護施設と、障がいの施設がある。 要綱に1法人につき5箇所とあるが、介護と障がい合わせて5箇所なのか、それぞれ5箇所申請可能なのか。	障がいと介護、それぞれで5箇所ずつ可能です。
3	1階(補助対象外)と2階(補助対象)で2つのサービスを実施しており、補助対象である2階のエアコンを交換予定。 併せて、室外機も交換予定で、その室外機が1階のエアコンともつながっている(参考例:ビル用マルチエアコン)。 どのように申請すれば良いか。	補助対象外サービスにも関わる費用については、部分的に面積按分を行うなど、適切に補助額を算出いただきますようお願いします。
4	見積書は2通必要であるが、申請書の申請額において採用する見積額は、どちらの見積額でも問題ないのか。	低い方を見積額を採用してください。